



令和4年5月10日

各 位

会 社 名 北野建設株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 北野 貴裕  
(コード番号1866 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 経理本部部長 林 和典  
(TEL 03-3562-2331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（令和4年5月10日）開催の取締役会において、令和4年6月28日開催予定の当社第77回定時株主総会に、「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず、令和5年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、令和5年3月1日又は前条の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日

令和4年6月28日

定款変更の効力発生予定日

令和4年6月28日

以 上